

令和 8 年 9 月 17 日

令和 8 年度栃木県議会
第 415 回通常会議議案(1)

令和 8 年度栃木県議会 第 4 1 5 回通常会議議案（1）目次

第 1 号議案	令和 8 年度栃木県一般会計補正予算（第 3 号）	5
第 2 号議案	令和 8 年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	19
第 3 号議案	認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について	20
第 4 号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について	22
第 5 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	24
第 6 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	26
第 7 号議案	栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正について	28
第 8 号議案	栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正について	31
第 9 号議案	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正について	32
第10号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	33
第11号議案	栃木県公害審査会委員の任命同意について	34
第12号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	35
第13号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道藤岡乙女線乙女大橋鋼橋上部工建設工事）	36

第14号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その12）	37
第15号議案	工事請負契約の締結について（栃木県新防災教育施設（仮称）新築工事）	38
第16号議案	製造請負契約の締結について（栃木県新防災教育施設（仮称）展示製作等業務）	39
第17号議案	工事請負契約の変更について（主要地方道宇都宮向田線板戸大橋鋼橋上部工建設工事その1）	40
第18号議案	令和7年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
第19号議案	令和7年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	42
第20号議案	令和7年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	43
第21号議案	令和7年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	44
第22号議案	令和7年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について	45
認定第1号	令和7年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について	46
認定第2号	令和7年度栃木県電気事業会計決算の認定について	47
認定第3号	令和7年度栃木県水道事業会計決算の認定について	48
認定第4号	令和7年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について	49
認定第5号	令和7年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について	50
認定第6号	令和7年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について	51
報告第1号	令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について	52
報告第2号	令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について	54

報告第 3 号	令和 7 年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	56
報告第 4 号	知事の専決処分事項報告について……………	58

第1号議案

令和8年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

令和8年度栃木県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,073,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981,470,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 利 子 割 清 算 金			1,886,000	1,886,000
	1 利 子 割 清 算 金		1,886,000	1,886,000
8 分 担 金 及 び 負 担 金		7,174,161	17,199	7,191,360
	1 負 担 金	7,174,161	17,199	7,191,360
10 国 庫 支 出 金		102,566,544	11,079,610	113,646,154
	1 国 庫 負 担 金	50,825,761	1,128,459	51,954,220
	2 国 庫 補 助 金	50,524,127	9,951,151	60,475,278
12 寄 附 金		139,580	100,000	239,580
	1 寄 附 金	139,580	100,000	239,580
13 繰 入 金		29,193,697	647,994	29,841,691
	2 基 金 繰 入 金	28,874,533	647,994	29,522,527
14 繰 越 金		1,021,820	217,039	1,238,859
	1 繰 越 金	1,021,820	217,039	1,238,859

15 諸 収 入		139,381,837	3,040,128	142,421,965
	3 貸 付 金 元 利 収 入	124,650,156	3,030,400	127,680,556
	6 雑 入	2,094,672	9,728	2,104,400
16 県 債		57,700,000	3,086,000	60,786,000
	1 県 債	57,700,000	3,086,000	60,786,000
歳 入 合 計		961,396,220	20,073,970	981,470,190

歳 入 歳 出 予 算

歳 出				(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		41,996,333	692,562	42,688,895
	2 企 画 費	4,844,689	692,562	5,537,251
3 民 生 費		120,212,534	1,505,107	121,717,641
	1 社 会 福 祉 費	68,323,728	925,768	69,249,496
	2 児 童 福 祉 費	44,604,488	352,549	44,957,037
	4 災 害 救 助 費	714,051	194,210	908,261
	5 県 民 生 活 費	2,728,773	32,580	2,761,353
4 衛 生 費		67,479,992	12,628	67,492,620
	1 公 衆 衛 生 費	38,216,869	1,000	38,217,869
	2 環 境 衛 生 費	1,589,171	1,172	1,590,343
	4 医 薬 費	16,366,414	10,456	16,376,870
6 農 林 水 産 業 費		36,103,726	789,843	36,893,569
	1 農 業 費	10,963,988	225,500	11,189,488
	2 畜 産 業 費	3,456,503	391,773	3,848,276

	3 農 地 費	10,849,734	61,571	10,911,305
	4 林 業 費	9,987,501	90,796	10,078,297
	5 水 産 業 費	786,760	19,653	806,413
	6 自 然 保 護 費	59,240	550	59,790
7 商 工 費		131,566,201	3,284,650	134,850,851
	1 商 工 費	130,106,003	3,284,650	133,390,653
8 土 木 費		78,379,357	2,100,000	80,479,357
	2 道 路 橋 り ょ う 費	42,206,117	510,000	42,716,117
	3 河 川 費	15,321,968	1,590,000	16,911,968
9 警 察 費		49,634,940	11,500	49,646,440
	2 警 察 活 動 費	1,474,743	11,500	1,486,243
10 教 育 費		206,499,605	6,873,380	213,372,985
	1 教 育 総 務 費	32,007,045	6,817,774	38,824,819
	4 高 等 学 校 費	41,197,647	30,000	41,227,647
	7 保 健 体 育 費	11,304,792	25,606	11,330,398
11 災 害 復 旧 費		2,575,082	3,171,300	5,746,382

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 農林水産施設災害復旧費	224,274	809,800	1,034,074
	2 土木施設災害復旧費	2,340,000	1,997,000	4,337,000
	4 社会福祉施設等災害復旧費		364,500	364,500
13 諸 支 出 金		121,284,200	1,633,000	122,917,200
	1 利 子 割 清 算 金		1,576,000	1,576,000
	3 利 子 割 交 付 金	1,278,000	57,000	1,335,000
歳 出	合 計	961,396,220	20,073,970	981,470,190

第2表 継続費補正
追加

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	1 教育総務費	高校教育改革宇都宮高校整備費	79,560	令和8年度	7,956
				令和9年度	57,284
				令和10年度	14,320
		高校教育改革宇都宮工業高校整備費	1,709,755	令和8年度	170,976
				令和9年度	818,779
				令和10年度	720,000
		高校教育改革宇都宮清陵高校整備費	80,208	令和8年度	8,021
				令和9年度	57,750
				令和10年度	14,437
		高校教育改革那須拓陽高校整備費	1,699,450	令和8年度	123,392
				令和9年度	812,820
				令和10年度	763,238
		高校教育改革先導拠点 伴走支援事業費	415,000	令和8年度	110,400

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和 9 年度	153, 300
				令和10年度	151, 300

第3表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	272,443
		道路調査費	55,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	3,807,907
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	274,000
	3 河川費	安全な川づくり事業費(補助)	1,720,000
		砂防施設づくり事業費(補助)	43,000
	4 都市計画費	街路づくり事業費(補助)	454,850
	5 住宅費	県営住宅整備事業費(補助)	1,404,263
10 教育費	4 高等学校費	高等学校校舎等維持管理費	2,270,816
		高校再編整備費	330,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	61,512
		特別支援学校校舎等維持管理費	1,122,860

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
全 国 知 事 会 議 開 催 事 業 費	令和9年度	17,753
「文化と知」の創造拠点整備運営事業	令和9年度から令和30年度まで	103,000,000 上記金額に、金利変動、物価変動等契約に定める増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額

2 変 更 (単位千円)				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和9年度から 令和11年度まで	9,400,000	令和9年度から 令和11年度まで	9,900,000
安全な川づくり事業（補助）	令和9年度	3,760,000	令和9年度	4,500,000
安全な川づくり事業（補助）	令和9年度から 令和12年度まで	2,600,000	令和9年度から 令和12年度まで	3,400,000

第5表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	97,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 費	14,000	普 通 貸 借	無 利 子	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第15条第2項の規定により償還する。

2 変 更 (単位千円)								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 単 治 山 事 業 費	161,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	221,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国 庫 補 助 砂 防 費	878,000	同 上	同 上	同 上	1,097,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業費	11,747,000	同 上	同 上	同 上	12,206,000	同 上	同 上	同 上
河 川 等 整 備 事 業 費	4,425,000	同 上	同 上	同 上	5,506,000	同 上	同 上	同 上
学 校 施 設 整 備 費	7,710,000	同 上	同 上	同 上	7,740,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	71,000	普通貸借又は 債券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分ち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。	316,000	普通貸借又は 債券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分ち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。
土木施設災害復旧費	866,000	同 上	同 上	同 上	1,747,000	同 上	同 上	同 上

第 2 号議案

令和 8 年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度栃木県流域下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 費 用	9,809,000千円	70,410千円	9,879,410千円
第 1 項 営 業 費 用	9,662,982千円	70,410千円	9,733,392千円
令 和 8 年 9 月 17 日 提 出		栃 木 県 知 事	福 田 富 一

第3号議案

認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

認定こども園の認定の要件を定める条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（認定こども園の認定の要件）

第3条 認定こども園の認定の要件は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）（同告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第4条 認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び子ども（認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の特性等を踏まえ、子どもの安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 認定こども園は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに子どもの円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、子ども等に周知しなければならない。

3 認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月1回以上行わなければならない。

5 認定こども園は、第1項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（人権の擁護等に関する措置）

第5条 認定こども園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和8年9月17日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年栃木県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (知事等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (知事等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当) 第26条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>2,880円</u> を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。	(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当) 第26条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>2,160円</u> を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年栃木県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害応急作業等手当) 第6条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>2,880円</u> を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。	(災害応急作業等手当) 第6条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>2,160円</u> を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の職員の特殊勤務手当条例」という。)及び第2条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の学校職員の特殊勤務手当条例」とい

う。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の職員の特殊勤務手当条例第26条の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第26条の規定に基づいて支給された災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当条例第26条の規定による災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払とみなす。
- 3 改正後の学校職員の特殊勤務手当条例第6条の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の学校職員の特殊勤務手当条例第6条の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

第 6 号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（ <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者</u> その他の当該生徒又は学	1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの	(1) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（ <u>同法第 3 条第 2 項第 3 号</u> <u> </u> に規定する <u>保護者</u> 等

	<u>生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。</u>以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する情報（以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 略		_____をいう。以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する情報（以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 略
2 ～ 7	略	2 ～ 7	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 号議案

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正について

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正する条例

栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
（設置） 第 1 条 略 2 大学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条第 1 項に規定する専門課程及び同法第125条の 2 第 1 項に規定する専攻科を置く専修学校とする。 （学部、学科等） 第 2 条 大学校に置く学部及び学科の名称並びに養成対象は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>養 成 対 象</th></tr><tr><td rowspan="2">保健看護学部</td><td>保 健 専 攻 科</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> （修業年限） 第 3 条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。 <table><tr><th>学 科</th><th>修 業 年 限</th></tr></table>	学 部	学 科	養 成 対 象	保健看護学部	保 健 専 攻 科	略	略		略			学 科	修 業 年 限	（設置） 第 1 条 略 2 大学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条第 1 項に規定する専門課程_____を置く専修学校とする。 （学部、学科等） 第 2 条 大学校に置く学部及び学科の名称並びに養成対象は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>養 成 対 象</th></tr><tr><td rowspan="2">保健看護学部</td><td>保 健 学 科</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> （修業年限） 第 3 条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。 <table><tr><th>学 科</th><th>修 業 年 限</th></tr></table>	学 部	学 科	養 成 対 象	保健看護学部	保 健 学 科	略	略		略			学 科	修 業 年 限
学 部	学 科	養 成 対 象																									
保健看護学部	保 健 専 攻 科	略																									
	略																										
略																											
学 科	修 業 年 限																										
学 部	学 科	養 成 対 象																									
保健看護学部	保 健 学 科	略																									
	略																										
略																											
学 科	修 業 年 限																										

保 健 専 攻 科	略
略	
(入学資格)	
第4条 大学校に入学する資格を有する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。	
学 科	入 学 す る 資 格 を 有 す る 者
保 健 専 攻 科	略
略	
(入学料)	
第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学料を入学の際に納付しなければならない。	
学 科	入 学 料
保 健 専 攻 科	略
略	
(授業料)	
第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。	
学 科	授 業 料 年 額
保 健 専 攻 科	略
略	
2・3 略	

保 健 学 科	略
略	
(入学資格)	
第4条 大学校に入学する資格を有する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。	
学 科	入 学 す る 資 格 を 有 す る 者
保 健 学 科	略
略	
(入学料)	
第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学料を入学の際に納付しなければならない。	
学 科	入 学 料
保 健 学 科	略
略	
(授業料)	
第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。	
学 科	授 業 料 年 額
保 健 学 科	略
略	
2・3 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健学科（以下「保健学科」という。）は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日

に保健学科に在学する者が保健学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に保健学科に入学を許可されている者（令和9年度に入学する者に限る。）は、栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健専攻科に入学を許可されている者とみなす。

4 附則第2項の規定により存続するものとされる保健学科に在学する者に係る修業年限及び授業料については、なお従前の例による。

第 8 号議案

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正について

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例（平成25年栃木県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（求償権の放棄等の承認） 第 3 条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 （1）・（2） 略 （3） 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第23項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画 （4）～（6） 略	（求償権の放棄等の承認） 第 3 条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 （1）・（2） 略 （3） 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画 （4）～（6） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第9号議案

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正について

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月17日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例（平成30年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第7号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第10号議案

栃木県公安委員会委員の任命同意について

栃木県公安委員会委員として、次の者の任命について、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

大 森 亮 一

第 1 1 号議案

栃木県公害審査会委員の任命同意について

栃木県公害審査会委員として、次の者の任命について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第16条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

林 啓 子

第 1 2 号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和 8 年度栃木県議会第414回通常会議において、第 5 号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令 和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

事 業 名	負 担 市 町 村 名	変 更 前		変 更 後	
		事 業 費	負 担 額	事 業 費	負 担 額
県 営 林 道 事 業 費	日 光 市	円 14, 000, 000	円 3, 500, 000	円 20, 000, 000	円 6, 500, 000

第13号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 小山市大字乙女
- 2 工事名 主要地方道藤岡乙女線乙女大橋鋼橋上部工建設工事
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 2,418,900,000円
- 6 契約の相手方 大田原市下石上1780番地

川田・巴・古河特定建設工事共同企業体

代表者 川田工業株式会社栃木営業所 所長 高橋 剛

第14号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工事名 (都)家富町堀込線中橋(仮称)下部工建設工事その12
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 682,000,000円
- 6 契約の相手方 足利市東砂原後町1054番地1

大協・岩澤特定建設工事共同企業体

代表者 大協建設株式会社 代表取締役 高橋 孝明

第15号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市西川田4丁目
- 2 工事名 栃木県新防災教育施設（仮称）新築工事
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 900,900,000円
- 6 契約の相手方 宇都宮市築瀬町2500番地15

増渕・中村・渡辺特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社増渕組 代表取締役 増 渕 勝 明

第16号議案

製造請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 業 務 場 所 宇都宮市西川田4丁目
- 2 業 務 名 栃木県新防災教育施設（仮称）展示製作等業務
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 827,200,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社 代表取締役 小 林 統

第 17 号議案

工事請負契約の変更について

令和 5 年度栃木県議会第 399 回通常会議において、第 80 号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道宇都宮向田線板戸大橋鋼橋上部工建設工事その 1）の一部について、次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を 1,718,090,000 円とする。

第18号議案

令和7年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和7年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金412,326,443円を利益積立金に積み立てるものとする。

（令和7年度栃木県流域下水道事業会計決算書は別冊）

第 19 号議案

令和 7 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 7 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金 933,559,143 円のうち 338,807,581 円を減債積立金に、40,000,000 円を地域振興積立金に積み立て、554,751,562 円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 7 年度栃木県電気事業会計決算書は別冊）

第 20 号議案

令和 7 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 7 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金 438,569,757 円のうち 187,516,865 円を建設改良積立金に積み立て、251,052,892 円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 7 年度栃木県水道事業会計決算書は別冊）

第 2 1 号議案

令和 7 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 7 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金228, 450, 673円のうち48, 450, 673円を建設改良積立金に、90, 000, 000円を長期借入金償還積立金に積み立て、90, 000, 000円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 7 年度栃木県工業用水道事業会計決算書は別冊）

第 2 2 号議案

令和 7 年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 7 年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金 1,018,813,200 円のうち 517,221,823 円を減債積立金に、501,591,377 円を利益積立金に積み立てるものとする。

（令和 7 年度栃木県用地造成事業会計決算書は別冊）

認定第 1 号

令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計決算書及び令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第 2 号

令和 7 年度栃木県電気事業会計決算の認定について

令和 7 年度栃木県電気事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和 8 年 9 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和 7 年度栃木県電気事業会計決算書及び令和 7 年度栃木県電気事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第3号

令和7年度栃木県水道事業会計決算の認定について

令和7年度栃木県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和7年度栃木県水道事業会計決算書及び令和7年度栃木県水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第4号

令和7年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和7年度栃木県工業用水道事業会計決算書及び令和7年度栃木県工業用水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第5号

令和7年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について

令和7年度栃木県用地造成事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和7年度栃木県用地造成事業会計決算書及び令和7年度栃木県用地造成事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第6号

令和7年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について

令和7年度栃木県施設管理事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和8年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和7年度栃木県施設管理事業会計決算書及び令和7年度栃木県施設管理事業会計決算審査意見書は別冊)

報告第1号

令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について

令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年9月17日

栃木県知事 福田 富 一

企経第91号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の提出について

令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義務発生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	東 荒 川 発 電 所 主 要 変 圧 器 更新工事	6	13, 200,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	13, 200,000	円	円	円	円
			7	26, 400,000				26, 400,000	30, 910,000				30, 910,000	△4, 510,000				△4, 510,000
			計	39, 600,000				39, 600,000	30, 910,000				30, 910,000	8, 690,000				8, 690,000
		東 荒 川 発 電 所 直 流 電 源 装 置 等 更新工事	6	13, 200,000				13, 200,000						13, 200,000				13, 200,000
			7	23, 100,000				23, 100,000	28, 281,000				28, 281,000	△5, 181,000				△5, 181,000
			計	36, 300,000				36, 300,000	28, 281,000				28, 281,000	8, 019,000				8, 019,000

報告第2号

令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年9月17日

栃木県知事 福田 富 一

企経第92号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較								
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳							
					企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	北 那 須 浄 水 場 太 陽 光 発電設備 設置工事	6	16, 475,000	円	8, 237,000	円	8, 238,000	円	13, 830,520	円	6, 002,000	円	7, 828,520	円	2, 644,480	円	2, 235,000	円	△7, 828,520	円	8, 238,000	円	
			7	78, 940,000		39, 470,000		39, 470,000	円	72, 860,480		31, 197,000		39, 019,000	円	2, 644,480	円	8, 273,000		△39, 019,000	円	36, 825,520	円	
			計	95, 415,000		47, 707,000		47, 708,000	円	86, 691,000		37, 199,000		46, 847,520	円	2, 644,480	円	8, 724,000		10, 508,000		△46, 847,520	円	45, 063,520
		鬼 怒 浄 水 場 太 陽 光 発電設備 設置工事	6	73, 927,000		36, 963,000		36, 964,000	円	56, 014,200		24, 350,300			円	31, 663,900	円	12, 612,700			円	5, 300,100	円	
			7	107, 646,000		53, 823,000		53, 823,000	円	92, 031,060		31, 508,000			円	60, 523,060	円	22, 315,000			円	△6, 700,060	円	
			計	181, 573,000		90, 786,000		90, 787,000	円	148, 045,260		55, 858,300			円	92, 186,960	円	33, 527,740		34, 927,700			円	△1, 399,960

報告第3号

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年9月17日

栃木県知事 福田 富 一

企経第93号

令和8年5月29日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和7年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	太 陽 光 発電設備 設置工事	6	円 16, 229,000	円 8, 114,000	円	円	円 8, 115,000	円 12, 295,800	円 5, 879,700	円	円 6, 416,100	円	円 3, 933,200	円 2, 234,300	円	円 △6, 416,100	円 8, 115,000			
			7	23, 630,000	11, 815,000			11, 815,000	20, 201,940	7, 608,000		8, 660,740	3, 933,200	3, 428,060	4, 207,000		△8, 660,740	7, 881,800			
			計	39, 859,000	19, 929,000			19, 930,000	32, 497,740		13, 487,700		15, 076,840	3, 933,200	7, 361,260	6, 441,300		△15, 076,840	15, 996,800		

報告第4号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月17日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第10号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第11号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第12号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第13号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第14号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6 | 専決処分第15号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第16号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第17号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第18号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第19号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第20号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

12	専決処分第21号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第22号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第23号	工事請負契約の変更について
15	専決処分第24号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第25号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第26号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第27号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第28号	損害賠償の額の決定及び和解について
20	専決処分第29号	損害賠償の額の決定及び和解について
21	専決処分第30号	損害賠償の額の決定及び和解について
22	専決処分第31号	損害賠償の額の決定及び和解について
23	専決処分第32号	損害賠償の額の決定及び和解について
24	専決処分第33号	訴えの提起について
25	専決処分第34号	訴えの提起について

専決処分第 2 3 号

工事請負契約の変更について

令和 8 年度栃木県議会第414回通常会議において、第10号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その 1）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を529,023,000円とする。

令和 8 年 7 月 3 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一